

○東海国立大学機構内部監査要項

(令和2年4月1日 機構要項)

(趣旨)

第1 この要項は、東海国立大学機構監査室規程（令和2年度機構規程第105号）第2条第1号の規定に基づき監査室が行う東海国立大学機構（以下「機構」という。）における内部監査（以下「監査」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2 監査は、機構における管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等を通じて、違法又は不当な業務執行を防止するとともに、効率的な管理運営を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3 監査は、第2の目的達成のために必要とする事項に関し、業務全般にわたって行う。

(監査責任者及び監査担当者)

第4 第3の監査を行わせるため、監査責任者及び監査担当者を置く。

2 監査責任者は、監査室長をもって充て、監査担当者は監査室員とする。

3 監査責任者は、機構長の命を受けた監査を統括し、各監査担当者の監査分担を定める。

4 監査責任者は、監査を行うに当たり必要があるときは、監査室員以外の職員にその所属長の承認を得て、監査担当者として協力させることができる。

(監査責任者及び監査担当者の責任)

第5 監査責任者及び監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

一 常に機構の利益を図ることを主眼として、あらゆる観点から事実を客観的に調査し、及び検討し、その評定に当たっては、公正不偏の態度で臨まなければならないこと。

二 不正及び誤びゅうの摘発に当たるだけでなく、問題解決策を提案し、業務全般の改善向上に資するよう心がけなければならないこと。

三 監査により知り得た事項を他に漏らしてはならないこと。

四 監査の実施並びに調書及び報告書の作成については、監査責任者又は監査担当者として正当な注意をもって行わなければならないこと。

(監査責任者及び監査担当者の権限)

第6 監査責任者及び監査担当者の権限は、次のとおりとする。

一 監査責任者及び監査担当者は、監査対象部局の関係者に対し帳票及び諸資料の提出又は事実の説明その他監査実施上必要な要求を行うことができる。

二 監査責任者及び監査担当者は、必要により監査対象部局以外の関係者に対し、実査、立会、確認及び報告を求めることができる。

三 前各号の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

四 監査責任者及び監査担当者は、監査の遂行上必要と認めた場合に限り、業務に関する会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(他の監査機関との調整)

第7 監査責任者及び監査担当者は、監事監査及び会計監査人監査との重複を避け、監査情報を交換するため、随時、監事又は会計監査人と連絡及び調整を行う。

(監査計画)

第8 監査責任者は、監査の対象、内容、時期その他監査の実施に関し必要な事項について、監査計画を策定し、機構長の承認を得なければならない。

2 監査は、原則として前項で定めた監査計画に基づいて実施する。ただし、必要に応じ、機構長に承認を得て、臨時に監査を行うことができる。

(監査の実施の通知)

第9 監査責任者は、監査計画に基づき監査を実施しようとするときは、あらかじめその旨、対象部局の長に対し、実施日、監査を行う職員の役職、氏名その他必要な事項を通知する。ただし、緊急又は特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(監査の方法)

第10 監査は、書面監査又は実地監査によって実施する。

(監査調書)

第11 監査責任者及び監査担当者は、実施した監査の方法、内容、結果等について、正確、明瞭かつ具体的な監査調書を作成しなければならない。

(意見の聴取)

第12 監査責任者及び監査担当者は、監査終了後、監査対象部局に対して説明会を開催し、意見の具申があるときは、十分その意見を聴取し、監査報告に役立てる。

(監査の結果報告)

第13 監査責任者は、監査終了後、監査調書その他の合理的証拠に基づき、速やかに監査報告書を作成し、機構長に報告するものとする。ただし、軽微な事項については、口頭で報告することができる。

2 監査責任者は、監査の結果、是正、改善又は検討の措置（以下「是正等措置」という。）を要する事項については、監査対象部局の長の意見を求め、当該意見を併せて機構長に報告する。

3 第1項に定める監査報告書には、監査の種類、実施日、対象部局、立会者、目的、項目、結果及び是正等措置を要する事項並びにその他必要事項を記載する。

(是正等の措置)

第14 第13第1項及び第2項に定める報告に基づき、機構長から指示を受けた是正等措置を要する事項については、監査対象部局の長は、講じた措置及び処理方針を文書又は口頭で機構長に報告しなければならない。

(雑則)

第15 この要項に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。